

第7号議案

職員給与規程の変更について

(案)

事務局の職制及び権限に関する規程の変更等に伴い、別紙のとおり、職員給与規程を変更する。

施行日：平成29年5月12日

【添付資料】

別紙：職員給与規程 変更案 新旧対照表

以 上

職員給与規程 変更案 新旧対照表

変更前			変更後		
第1条～第5条 (略)			第1条～第5条 (略)		
(職務の等級)			(職務の等級)		
第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。			第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。		
	職務の区分	等級		職務の区分	等級
1	部長	8級	1	部長	8級
2	所長、室長	6級～8級	2	所長、室長、 <u>担当部長</u>	6級～8級
3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	5級～ <u>6級</u>	3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	5級～ <u>7級</u>
4	副マネージャー	4級～5級	4	副マネージャー	4級～5級
5	一般職員	1級～4級	5	一般職員	1級～4級
第7条～第23条 (略)			第7条～第23条 (略)		
別表1～別表6 (略)			別表1～別表6 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
附則(平成27年7月15日) (略)			附則(平成27年7月15日) (略)		
附則(平成27年9月2日) (略)			附則(平成27年9月2日) (略)		
附則(平成28年4月1日) (略)			附則(平成28年4月1日) (略)		

附則（平成29年2月15日）（略）

附則（平成29年3月29日）（略）

附則（平成29年2月15日）（略）

附則（平成29年3月29日）（略）

附則（平成29年5月12日）
（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年5月12日から施行する。

電力広域的運営推進機関